

年 月 日

佐賀西部広域水道企業団 企業長 様

申 請 者 住所

(給水装置の所有者)

氏名

印

水道メーターの減径工事に係る施工条件承諾書

私が所有する給水装置に設置する水道メーターの減径工事を実施するにあたり、下記の条件について承諾します。今後は内容を遵守することを承諾し、企業団に一切異議申し立てしません。

設 置 先 住 所 (水 案 番 号)	(-)		
変 更 前 口 径	mm	変 更 後 口 径	mm
変 更 理 由			

記

(条件)

1. 佐賀西部広域水道企業団給水装置工事施工基準書に基づき施工すること。
2. 口径の変更により水量や水圧不足等の支障が生じた場合は申請者の自己責任であり、もし、申請者(給水装置の所有者)と水道の使用者が異なる場合においても本承諾書の提出をもって、水道の使用者も承諾されたものとして取り扱い、仮に問題が生じた場合も企業団は一切の責任を負わないこと。
3. 口径の変更による加入金の還付は無いこと。
4. 口径変更工事完了後に再度メーターの口径を大きくする場合は、工事にかかる費用のほか加入金の差額及び所定の手数料納入が必要となること。
5. メーター以降の給水管の口径が大きい場合、水が滞留する原因になり水質悪化する懸念があること。その改善には申請者負担での給水管等の更新が必要となること。
6. 本施工条件承諾書受付後において企業団の配水管更新等による給水接続は、変更後の水道メーター口径に応じたものとなること。
7. 給水装置の所有者が変更となった場合も、本施工条件承諾書の内容について責任を持って確實に継承したものとすること。